

議案第四十八号

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山

田

宏

第一条 杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例  
杉並区立こども発達センター条例（平成八年杉並区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「こと」の下に「（以下「通園事業」という。）」を加える。  
第三条第一号を次のように改める。

一 通園事業 法第四条第一項第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証で規則で定めるものを交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者  
第三条第三号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。  
第四条第一項及び第三項第一号中「デイサービス」を「通園事業又はデイサービス」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。

一 通園事業 法第二十四条の二第二項に規定する障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

二 デイサービス 障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）

第五条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項ただし書」に、「デイサービス」を「通園事業又はデイサービス」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条 杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例（昭和五十六年杉並区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 心身障害者に対する創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに心身障害者の社会との交流の促進等に関すること。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項を次のように改める。

2 福祉会館等の規則で定める事業を利用しようとする者は、規則で定めるところによ

り申し込み、区長の承諾を受けなければならない。

第四条第一項を次のように改める。

福祉会館等の使用料は、無料とする。

第四条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「デイサービス」を「同項に規定する事業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項に規定する事業を利用する者は、杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）で定める額を納めなければならない。

第五条中「デイサービス」を「第三条第二項に規定する事業」に改める。

第十条第一号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第六号及び第七号」に改める。

第三条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成四年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第十三項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に關すること。

第二条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条第一号イを次のように改める。

イ 法第二十二條第五項に規定する障害福祉サービス受給者証（生活介護又は自立

訓練に係るものに限る。）を交付されている者  
附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

（提案理由）

障害者福祉会館の事業を障害者自立支援法の事業に移行する等の必要がある。

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する知的障害児通園施設に関すること（以下「通園事業」という。）。

二 略

（利用することができる者）

第三条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 通園事業 法第四条第一項第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する知的障害児通園施設に関すること

二 略

（利用することができる者）

第三条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 前条第一号に規定する事業 法第二十七條第一項第三号の規定により措置を受

でその保護者が法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証で規則で定めるものを交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

二 略

三 デイサービス 法第四条第一項第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が障害者自立支援法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証（デイサービスに係るものに限る。）を交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

（利用の手続等）

第四条 通園事業又はデイサービスを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならぬ。

2 略

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する

けた者

二 略

三 デイサービス 法第四条第二号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が障害者自立支援法第二十二条第五項に規定する障害福祉サービス受給者証（デイサービスに係るものに限る。）を交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

（利用の手続等）

第四条 デイサービスを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならぬ。

2 略

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する

ときは、第一項の承諾又は前項の承認を与えないことができる。

一 通園事業又はデイサービスの利用の承諾を受けた者が定員に達しているとき。

二 四 略

(使用料等)

第五条 センターの使用料は、無料とする。

ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。

一 通園事業 法第二十四条の二第二項に規定する障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

ときは、第一項の承諾又は前項の承認を与えないことができる。

一 デイサービスの利用の承諾を受けた者が定員に達しているとき。

二 四 略

(使用料等)

第五条 第三条第二号に規定する事業を利用する者のセンターの使用料は、無料とする。

二 デイサービス 障害者自立支援法第二十九條第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）

2 デイサービスを利用する者は、障害者自立支援法第二十九條第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要



<p>2  区長は、前項ただし書の規定によるもののほか、食材料費その他通園事業又はデイサービスの利用者負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができ。</p>	<p>新 条 例</p> <p>第二条による改正（杉並区立障害者福祉会館及び視覚障害者会館条例の一部改正）</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 福祉会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 略</p> <p>二 心身障害者に対する創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに心身障害者の社会との交流の促進等に関すること。</p>
<p>3  区長は、前項の規定によるもの（<u>した費用の額</u>）を納めなければならない。</p> <p>のほか、食材料費その他<u>デイサービス</u>の利用者負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができ。</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 福祉会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 略</p> <p>二 心身障害者に対する機能訓練等に関すること（以下「<u>機能訓練等</u>」という。）。</p> <p>三 心身障害者の地域生活支援に関するこ</p>

三 略  
四 略  
五 略  
六 略  
七 略

2 略

(利用の手続等)

第三条 略

2 福祉会館等の規則で定める事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申し込み、区長の承諾を受けなければならない。

と。

四 略  
五 略  
六 略  
七 略  
八 略

2 略

(利用の手続等)

第三条 略

2 機能訓練等で障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス(法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに限る。)に該当するもの(以下「デイサービス」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

3 略

(使用料等)

第四条 福祉会館等の使用料は、無料とする。

2 | 前条第二項に規定する事業を利用する者

は、杉並区事務手数料条例(平成十二年杉並区条例第二十四号)で定める額を納めなければならぬ。

3 | 区長は、前項の規定によるもの

らない。

3 略

(使用料等)

第四条 福祉会館等の使用料は、無料とする。ただし、デイサービスを利用する者は、法第二十九条第三項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を納めなければならない。

2 | 区長は、前項ただし書の規定によるもの

のほか、食材料費その他同項に規定する事業の利用者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第五条 福祉会館等の施設又は第三条第二項に規定する事業（以下「施設等」という。）の利用の承認又は承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者による管理）

第十条 区長は、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び視覚障害者会館（以下「障害者交流館等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、障害者交流

のほか、食材料費その他サービスの利用者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第五条 福祉会館等の施設又はサービス（以下「施設等」という。）の利用の承認又は承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者による管理）

第十条 区長は、杉並区立和田障害者交流館、杉並区立高円寺障害者交流館及び視覚障害者会館（以下「障害者交流館等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、障害者交流

<p>館等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一 第二条第一項第六号及び第七号並びに同条第二項各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>二 五 略</p>	<p>第三条による改正（杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>
<p>館等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一 第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第二項各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>二 五 略</p>	<p>（事業）</p> <p>第二条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五 条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第十三項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」と</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 機能訓練に関すること。</p>

いう。) に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、区長が  
必要と認める事業

(利用することができる者)

第三条 通所施設を利用することができる者  
は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲  
げるもの

ア 略

イ 法第二十二條第五項に規定する障害  
福祉サービス受給者証(生活介護又は  
自立訓練に係るものに限る。)を交付  
されている者

二 社会適応訓練に関すること。

三 創作的活動に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必  
要と認める事業

(利用することができる者)

第三条 通所施設を利用することができる者  
は、次に掲げる者とする。

一 杉並区内に住所を有する者で、次に掲  
げるもの

ア 略

イ 障害者自立支援法(平成十七年法律  
第二百二十三号。以下「法」という。)  
第二十二條第五項に規定する障害福祉  
サービス受給者証(法附則第八條第一  
項第六号に規定する障害者デイサービ  
ス(法附則第三十四條の規定による改  
正前の身体障害者福祉法第四條の第二  
三項に規定する身体障害者デイサービ

二  
略

---

二  
略

スに限る。 ) に係るものに限る。 ) を  
交付されている者